

1) 病床の確保、臨時の医療施設の整備

<実効性のある病床の確保・使用率の向上>

該当都道府県数

確保病床に関し医療機関と締結する書面において、要請が行われてから確保病床を即応化するまでの期間や、患者を受け入れることができない正当事由を記載	47
上記内容を含む書面を都道府県内の確保病床を有する全ての医療機関と締結	47
回復患者等の後方支援医療機関等への転院調整の仕組みを構築。早期の転退院により病床使用率を向上	47

<入院調整の迅速化>

入院優先度や緊急度等の客観的判断基準（スコア方式・フローチャート）を導入	47
地域の医療関係者間でリアルタイムで受入可能病床情報の共有を行うWebシステムを構築	37 ※1

※1 その他の10自治体は、電子メールで1日1回以上の情報共有や都道府県庁が一元的に入院調整を実施。

2) 自宅・宿泊療養者への対応

<保健所体制の強化・保健所と医療機関の連携体制の確保>

陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を構築	47
感染者が急増した際に、保健所ではなく医療機関が健康観察や診療を実施する体制を構築	44 ※2
自宅療養者の治療に関与する医療機関等との委託契約・協定を締結	41 ※3

※2 その他の3自治体は、療養者を病床又は宿泊療養施設で受ける方針や、健康観察等の業務を民間委託で対応等。

※3 その他の6自治体は、療養者を病床又は宿泊療養施設で受ける方針や、地区医師会を通じた連携体制を構築等。

<治療・重症化予防の体制>

中和抗体薬を、入院に加えて外来・往診まで様々な場面で投与できる体制を構築	41 ※4
--------------------------------------	-------

※4 その他の6自治体は、療養者を病床又は宿泊療養施設で受ける方針のため、中和抗体薬の投与対象を原則入院患者のみと想定。

3) 医療人材の確保等

<医療人材の派遣調整等を一元的に行う体制>

医療人材の派遣調整等を一元的に行う体制を構築	47
------------------------	----